

第25回 京都市人権文化推進懇話会

日 時：平成29年3月28日（火）

午後2時～午後4時

場 所：消費生活総合センター研修室

1 挨拶

○板倉共生社会推進担当部長

定刻になりましたので、ただ今から第25回京都市人権文化推進懇話会を開催させていただきます。

本日は皆様、お忙しい中、御出席いただき誠にありがとうございます。司会を担当させていただきます、共生社会推進担当部長の板倉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、当懇話会につきましては公開実施となっております。今現在、傍聴の方等はいらっしゃいませんが、この後来られるかもしれませんので、よろしくお願いいたします。

それでは開会に当たり、京都市を代表し、寺井文化市民局長からご挨拶をさせていただきます。

○寺井文化市民局長

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

日頃は人権行政の推進に当たりまして、多大な御理解、御協力をいただいております。この場をお借りしまして、厚く御礼申し上げます。

昨年、ある企業で過重労働の問題などが出てまいりまして、長時間労働に注目が集まっております。昨年9月には政府内で「働き方改革実現会議」が設置され、長時間労働の是正やフレックスタイム制などの多様な就業形態の在り方について様々な議論が進められてきております。

そして、先月24日からは、プレミアムフライデーということで、毎月の最後の金曜には3時を目途に仕事を切り上げようという動きもあり、国ぐるみで働き方改革に向けて動きがあるところでございます。

京都市としましても、これまでから「真のワーク・ライフ・バランス」ということで、その推進に向けた取組を進めておりますが、こうしたことも踏まえ、「真のワーク・ライフ・バランス推進計画」を中間改定いたしました。更に強ちに市民の皆様に真のワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、積極的に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

それと京都市役所の機構改革としまして、今年の4月から、子ども・若者の健全な育成と将来を見据えた支援などの施策を、従来は、局がばらばらになっていたものを一体化させるということで、「子ども若者はぐくみ局」というのを創設いたします。貧困家庭の子どもや青少年対策を含めまして、縦割りではなくて全庁的な融合ということで、オール市役所で様々な施策を進めていくというところでございます。

昨年、国におきまして「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、それから「部落差別解消推進法」、これらの法律が次々と成立し施行されております。人権問題の解決に向けた法整備が大きく進められた1年でございました。

京都市におきましても、人権問題の状況を的確に把握しながら、京都市人権文化推進計画に基づき、まちや市民の暮らしの中に人権を大切にし、尊重し合う習慣が根付いた「人権文化が息づくまち・京都」をつくっていくために、委員の皆様方と共に様々な取組を着実に進めていく。これが極めて重要であると思っております。

お手元の次第にございますように、人権文化推進計画に基づき、平成29年度の事業計画と人権課題に関する新たな法律を踏まえた取組につきまして、御説明をさせていただく予定としております。委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をいただきまして、今後、本市の取組がより効果的になるようなものとしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、懇話会の開催に当たっての挨拶とさせていただきます。本日は、よろしくお願い申し上げます。

○板倉共生社会推進担当部長

それでは、この後の議事進行につきましては、薬師寺座長にお願いしたいと思っております。薬師寺座長、よろしくお願いいたします。

○薬師寺座長

それでは、最初に事務局から資料の確認、それから議題の説明をお願いいたします。

○板倉共生社会推進担当部長

まず、資料の確認をさせていただきます。事前に郵送で資料をお送りしていただきましたが、

資料1が「京都市人権文化推進計画 平成29年度事業計画」でございます。

資料2が「参考：平成29年度事業計画（各局区別一覧）」でございます。

資料3が、「人権課題に関する法律の制定と本市の取組について」、A4、2枚ホチキス綴じのものでございます。

それと席上に配布させていただきましたが、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、次に「部落差別解消の推進に関する法律」というのもありますが、いずれも法律の全文と衆議院、参議院の付帯決議、そういった資料でございます。

次に議題の説明でございます。

議題1「京都市人権文化推進計画 平成29年度事業計画について」でございます。これは人権文化推進計画の第4章「計画の推進」という項目におきまして、「毎年度具体的な事業計画を作成し、施策の実施状況の点検を行う」と定めていることから、委員の皆様方から御助言、御意見をいただくというものでございます。

議題2「人権課題に関する法律の制定と本市の取組について」でございます。先ほど資料のところで説明いたしました、いわゆるヘイトスピーチ解消のための法律、部落差別解消の推進に関する法律。これらの法律の概要を説明いたしますとともに、本市の取組について、御説明させていただこうというものでございます。

資料の確認と議題の説明については、以上でございます。

2 議題

(1) 京都市人権文化推進計画 平成29年度事業計画について

○薬師寺座長

それでは、最初の議題である「京都市人権文化推進計画 平成29年度事業計画」について説明をお願いします。

○東課長（人権文化推進課）

京都市人権文化推進課の東です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは議題1「京都市人権文化推進計画 29年度事業計画」について、御説明させていただきます。資料1「平成29年度事業計画」を1枚おめくりいただき、右側のページの概要を御覧ください。

この事業計画は、人権文化推進計画での進行管理を対象としております。

「Ⅰ 各重要課題の取組」、「Ⅱ 教育・啓発、相談・救済の取組」、「Ⅲ 計画の推進に関する取組」につきまして、実施施策ごとに具体的な取組事業名を記載しております。

平成29年度の取組事業数は、全体で479の事業となっており、内訳としまして新規事業が7、改善等事業が11、継続事業が461となっております。

その下、掲載例で示しておりますが、事業名の頭に、新規事業は二重丸、改善事業は一重丸、継続事業は中点で記載しております。また事業名の後ろの括弧書きには、資料2の各局別一覧に記載しているページなどを示しており、本日は資料1により説明いたしますが、各事業の内容につきましては、資料2を御参照いただけたらと存じます。

なお、一番下の箱書きですが、本年4月に組織改正によりまして子ども若者はぐくみ局が設置されることから、一部事業におきまして所管局、所管課が変更になる予定ですが、この資料では28年度の所管局で記載させていただいております。

1ページを御覧ください。まず、「Ⅰ 各重要課題の取組」についてです。最初が「1 女性と男性が互いに人権を尊重し支え合うまちづくり」です。

ここでの記載は、主な課題の部分は計画に記載している課題を挙げており、その下の実施施策は計画に掲げています施策名、その取組の概要を掲載し、その後、29年度に実施する具体的な取組事業名を挙げております。

多くの項目がありますので、主な施策や新規・改善事業を中心に御説明させ

ていただきます。

「女性」における主な課題としましては、雇用における男女の均等な扱いと待遇の確保を図ることの必要性、DVに対する様々な支援を総合的、迅速に取り組むことなどを挙げております。

実施施策についてですが、「(1) DV対策」ではDV根絶に向けた広報・啓発や、DV相談支援センターを中核施設として、被害者支援、自立支援などの対策事業を進めてまいります。

「(2) 雇用・意思決定」では、新規事業として、女性の活躍推進に取り組みます。女性活躍支援拠点「京都ウイメンズベース」を中心としてセミナー等の実施により、経済団体と連携した積極的な人材発掘・能力開発や、働き方改革の推進による環境づくりなどにオール京都体制で取り組み、女性の活躍を推進します。

1枚おめくりいただき、2ページを御覧ください。「(5) 全体に係る取組」では二つ目の事業ですが、男女共同参画推進のための拠点施設である「ウィングス京都」において、多様なニーズに対応した啓発活動や、講座研修などを実施してまいります。

右側の3ページを御覧ください。「2 子どもを共に育む社会づくり」です。

主な課題として、児童虐待に対する相談体制の強化や、小中学校における不登校やいじめの問題、ひとり親家庭におけるきめ細やかな支援の必要性などがあります。

実施施策としまして、「(1) 京都はぐくみ憲章の推進」の二つ目「家庭教育新聞」について、より効果的な情報発信を図るため、複数の情報誌を再編し、内容を充実して発行してまいります。

「(2) 児童虐待対策の推進」では、一つ目の児童虐待に係る広報・啓発のほか、三つ目の子ども虐待SOS専用電話等により、児童相談所において通告・相談を受け付けてまいります。

1枚おめくりいただき、4ページを御覧ください。「(6) 子育て家庭への支援」では、この3月に策定します「貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」に基づき、新規事業としまして、子ども食堂を初めとした、子どもの居場所づくりがより多くの地域で継続的に行われるための支援を行ってまいります。

1枚おめくりいただき、6ページを御覧ください。次に「3 高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり」です。

主な課題として、今後高齢化の加速度的な進展が見込まれるなかで、世代を超えて支え合う意識の共有や、認知症・ひとり暮らし高齢者が孤立しない環境づくり、虐待への対応などがあります。

実施施策としまして、「(1) 虐待」では、「高齢者虐待シェルター確保事業」や、広報・啓発などを行う高齢者虐待防止事業を実施してまいります。

「(3) 認知症対策」では、一つ目の「～地域で気づき・つながり・支える～認

知症総合支援事業」において、認知症の人やその家族に早期に関わり、心理的サポートや医療・介護サービスなどを実施する支援チームを新たに2箇所設置し、体制の充実を図ってまいります。

1枚おめくりいただき、8ページを御覧ください。次に「4 障害者の人権尊重と互いに支え合うまちづくり」です。

主な課題として、様々なニーズに合った対応の必要性、障害者差別解消法を踏まえ、障害者差別の禁止や合理的配慮の提供に係る取組の推進などがあります。

実施施策としまして、右側9ページの「(4) 障害のある人の就労支援」の一つ目「障害者の就労支援対策」では、本市が独自に設置している「京都市障害者職場定着支援推進センター」に新たに南部分室の設置や、職員の増員などの充実を図ってまいります。

また、昨年4月に施行されました「京都市手話言語条例」に基づき、「(7) ユニバーサルデザイン・まちづくり」の一番下ですが、新たにインターネット議会中継において手話中継を導入いたします。1枚おめくりいただき、10ページ「(8) 社会参加・交流促進」では、三つ目から五つ目のところですが、手話の普及啓発や介助員の派遣、生活訓練事業などを充実させてまいります。

また、「(9) 啓発」では、三つ目の「特別支援教育の理解促進」として、学校教育の場においても手話に対する児童・生徒の理解促進や、教職員への啓発を行ってまいります。

1枚おめくりいただき、12ページを御覧ください。次に「5 ひとりひとりの人権が大切にされる同和問題の解決のための取組」です。

主な課題としまして、インターネット上への悪質な書き込みや身元調査などによる戸籍の不正取得防止に向けた取組について、引き続き人権教育啓発に取り組む必要があります。

実施施策としまして、「(1) 第三者による住民票の写し等の不正取得防止」では、引き続き「事前登録型本人通知制度」の適正な運用に努めてまいります。

また、教育・啓発の取組を引き続き進めてまいります。のちほど議題2の中で部落差別解消推進法に関連して、具体的には御説明させていただきますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

右側の13ページを御覧ください。「6 多文化が息づくまちづくりと外国籍市民等への人権尊重」です。

主な課題として、民族や国籍を理由とする偏見や誹謗中傷、言葉や文化の違いによる日常生活での支障や社会からの孤立などの問題があります。

実施施策としまして、「(1) コミュニケーション支援」では、一番下の二重丸のところですが、外国人のお客さまに対するサービス向上の取組として、新たに上下水道局において各種申込書に関する英語版の記入例を作成することで、受付方法の充実を図ってまいります。

1枚おめくりいただき、14ページを御覧ください。「(3) 多文化共生の地

域づくり」の中で下から二つ目の「ヘイトスピーチなどの差別事象への対応」につきましては、こちらも議題2の中で「ヘイトスピーチ解消法」に関連して御説明させていただきます。

右側の15ページを御覧ください。「7 安心して働き続けられる職場づくり」です。

主な課題として、仕事や家庭生活、社会貢献などにおいて充実感を得て人生が送れる「真のワーク・ライフ・バランス」の認知度向上や、企業の環境整備への支援、また職場におけるワーク・ライフ・バランスやマタニティハラスメントなどの問題があります。

実施施策として、「(1) 真のワーク・ライフ・バランスの促進」では、本市が実施する様々な事業の中で真のワークライフバランスや働き方の見直しについて、市民に考えていただく日を、新たに「真のワーク・ライフ・バランスの日」として位置づけ、言葉の更なる周知を図ってまいります。

「(2) 啓発・広報」では、人権尊重を基盤にする企業活動の推進を図るため、引き続き企業向け人権啓発講座の開催など、企業への啓発や支援に取り組んでまいります。

1枚おめくりいただき、16ページを御覧ください。「8 感染症患者等の人権尊重」です。

主な課題として、感染症についての正しい知識の普及啓発、感染症患者への差別・偏見による施設への入所拒否や就業拒否などの問題があります。

実施施策として、相談・検査事業を引き続き実施するとともに、「(3) 啓発」では一つ目の、AIDS文化フォーラムの開催など、正しく理解するための様々な啓発活動、「(4) 教育」では学校におけるエイズ教育の推進などに引き続き取り組んでまいります。

右側の17ページを御覧ください。「9 犯罪被害者等の人権尊重」です。

主な課題として、犯罪被害者やその家族は十分な支援が受けられず、深刻な状態に置かれていることが多くあること、また犯罪被害後の報道・裁判の負担や、周囲の理解不足からさらに苦しむ二次的被害の問題があります。

実施施策として、「(1) 支援対策」では犯罪被害者支援総合窓口における相談や、必要な情報の提供、「(2) 啓発・教育」では犯罪被害者が置かれている状況や、支援について理解を深めるための広報・啓発や、教育活動に取り組んでまいります。

1枚おめくりいただき、18ページを御覧ください。次に「10 ホームレスの人権尊重と自立支援」です。

主な課題として、ホームレスの高齢化や路上生活の長期化、ホームレスへの暴力、嫌がらせなどの問題があります。

実施施策につきましては、「(1) 勤労」、「(2) 社会参加」、「(3) 相談」の観点からホームレスの自立の支援の取組を引き続き行ってまいります。

右側の19ページを御覧ください。「11 高度情報化社会における人権尊重」

です。

主な課題として、行政、民間を問わず、個人情報漏洩や、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などにおいて、他人への誹謗中傷や差別を助長する表現が掲載される事例が頻発していることなどが挙げられます。

実施施策につきましては、「（１）携帯電話・インターネット」では「消費者トラブルを未然に防止するための消費者教育・啓発」や、「携帯電話・インターネット不適切利用防止対策」を進めてまいります。

１枚おめくりいただき、２０ページを御覧ください。「１２ 様々な課題」につきましては、社会情勢の変化に伴い見受けられるようになっている様々な課題、LGBT等の性的少数者や刑を終えて出所した人に対する人権問題などにつきましても、正しく理解されるよう積極的に教育・啓発を推進してまいります。

右側の２１ページを御覧ください。ここでは複数の課題に関わる事業を掲載しております。

その中で五つ目の二重丸ですが、新たに「京都市地域自殺対策推進センター」を設置し、自殺防止に向けて行政・関係機関・団体が共同しての総合的な取組や、きめ細やかな支援を進めてまいります。

２２ページを御覧ください。次に大きな二つ目の項目となります「Ⅱ 教育・啓発・相談・救済」の取組についてです。

まず、「１ 教育・啓発」につきましては、主な課題として、広く市民に関心を持ってもらえるような取組、若い世代への情報発信など、対象や関心に応じたきめ細やかな取組が必要となっております。

このうち「（１）人権教育」では、「ア 家庭教育」として「京都はぐくみ憲章」の理念を踏まえ、人権感覚を高めることができる家庭教育を推進するため、三つ目の「各学校・幼稚園における保護者対象の人権学習会」や、先ほども御説明しました「家庭教育新聞の内容充実」などを行ってまいります。

「イ 学校等における人権教育」では、「（イ）学校」の二つ目、本市における人権教育の指針であります「学校における人権教育を進めるにあたって」に基づいた人権教育を推進してまいります。

右側の２３ページを御覧ください。「ウ 社会教育」では、PTAや地域団体への支援、また、生涯学習としても人権をテーマとした講座等を行ってまいります。

次に「（２）人権啓発」についてです。「ア 市民への啓発等」では、より多くの市民が関心を持てるように、「広報」の取組として、真ん中あたりの「フェイスブックページを活用した情報発信」や、その四つ下の各区役所・支所で実施している「街頭啓発や、区民ふれあいまつりでの人権啓発」など、また「学習機会の提供」として、四つ目の「人権啓発イベント ヒューマンステージ・イン・キョウトの開催」、その次の人権資料展示室のツラッティ千本や柳原銀行記念資料館の運営などを行ってまいります。

1 枚おめくりいただき、24 ページを御覧ください。

「自主的な取組の支援」では、三つ目ですが、市民や団体などが行います人権啓発活動への補助金交付などを引き続き行ってまいります。

「イ 企業・団体等への啓発」では、企業や団体において人権尊重を基盤とする活動や組織内での人権尊重の風土づくりなどが、その社会的責任として取り組まれるよう、三つ目の「企業向け人権啓発講座」を開催するとともに、その下の新規事業として「人権文化推進協力企業感謝状制度」を新たに設け、本市の人権施策に理解を示して積極的に協力をいただき、その功績が顕著な企業に対して感謝状を贈呈してまいります。

右側の25 ページを御覧ください。「2 相談・救済」についてです。

主な課題として、人権相談・救済に関する窓口の一層の周知や、相談体制の充実などがあります。

実施施策としては、「(3) 人権擁護委員活動との連携」では、本市の実施事業の中において人権擁護委員が活動する機会を設けるほか、地域に根ざしたきめ細やかな対応ができるよう、各区役所と連携して人権擁護委員を推薦する「区枠」を平成28年度から新たに設けましたが、29年度につきましては「区枠」の人数をさらに拡大することとしております。

また、「(4) 相談機関等」に関する情報の周知として、「京都市人権相談マップ」を引き続き発行してまいります。

1 枚おめくりいただき、26 ページを御覧ください。最後に「Ⅲ 計画の推進に関する取組」です。

「(1) 推進体制」では、全庁的な組織の「人権文化推進会議」を中心に、緊密な連携を取りながら総合的、効果的に施策を推進してまいります。

「(2) 職員研修」では、職員が人権尊重を基礎として行動できるよう職員研修を行うとともに、手話言語条例の施行を踏まえて研修内容に手話講座を積極的に取り入れて実施してまいります。

右側の27 ページの「3 進行管理と評価」については、人権施策の実施状況を、本日の資料も含め、インターネットなどにより市民に発信するとともに、この懇話会におきまして実施事業の評価をしていただき、施策に反映させてまいります。

以上、長くなりましたが、説明については以上でございます。御審議をお願いいたします。

○薬師寺座長

ただ今の事務局からの説明につきまして、御質問はございますか。各委員から御意見いただければと思います。

では、私から意見を述べさせていただきます。先ほど、最後の方に言われたのですが、平成28年度の一つの事業で、人権擁護委員の方に入っていたくということですが、平成29年度は少し区の人数を増やすと言われました。こ

れはどのような形にしていくのでしょうか。

○東課長（人権文化推進課）

人権擁護委員の推薦につきましては、議会の承認を経て法務局に対して行っておりますが、平成28年度は新たに各区から1人ずつというかたちで、11区ございますので、11名を新たに推薦しております。

この方々については、新年度に入りまして7月から3年間の任期が始まるということになっております。

これまでは、各区1名ずつだったのですが、京都市の場合、区によって人口にだいぶ差があります。一番大きな伏見区は約28万人、一番少ない東山区ですと約4万人ということで差があります。平成29年度は、まず人口の多い区から増やしていく予定でございます。

○直野委員

新規事業で、子ども食堂など民間による子どもの居場所づくりへの支援という事業がありますが、具体的な中身はどのようなもののでしょうか。どの程度支援されるのか。

○河原担当課長（児童家庭課）

今のお問合わせの件ですが、子どもの居場所づくり支援事業ということで、子ども食堂の初期費用といったものに関しまして、上限10万円ということで補助をしていくという形で設定しております。

それぞれの子ども食堂なり居場所づくりの拠点を設けるに当たっての必要な物品類などに関しての費用を基本にするという形でございます。

○薬師寺座長

そのほか、どうでしょうか。

資料2の63ページ、教育の31の家庭教育新聞のところを見ますと、現在ある、二つの情報誌を統合して、その中身を充実させていくと御説明いただいたのですが、中身をどのような形で発展させていくと御計画なのでしょうか。少し立ち入って御説明いただければと思います。

○直野委員

先ほどの質問ですが、食材とかの補助はされないんですか。

○河原担当課長（児童家庭課）

関係の事業者からは、どちらかというとランニングコスト的なものよりも、最初に段取りするものが必要だと聞いております。食材の提供や確保などについては、今後、余った食材とか比較的賞味期限が近づいたような食材とかを活

用することも考慮して検討していこうと思います。

まずは、物品類とかの初期費用に関しての補助に力点を置く、そういうスタンスで臨みたいと思います。

○安保委員

先ほど座長が御質問された、人権擁護委員に対する活動の支援についてですが、私も以前、人権擁護委員をさせていただいておりました、今は人権擁護委員を自立して事務局もやっております。

ただ、活動の資金がなかなか難しいというか、乏しいところでして、人権擁護委員の人数が増えた分、枠が増えた分、助成金も増えるのでしょうか。

○東課長（人権文化推進課）

京都市会で選出されています人権擁護委員で、人権擁護委員協議会という組織があり、啓発活動等の担当をされているということで、その協議会に対して、京都市から助成金を交付しております。

当協議会からも増額してもらえないかというお話をいただいているところですが、京都市も財政が厳しいという状況がございまして、今回人数が増えるということはあるのですが、予算減額が迫られる状況をなんとか現状維持しているというのが正直なところでございます。増額予定にはなっていない状況です。

○森委員

子ども食堂の関係で質問ですが、本格的に軌道に乗っているとすれば、様々な食材の手配等を含めて、フードバンクを利用するということになっていくと思います。

近隣府県でも積極的に取り組まれている行政もあるのですが、京都府内におけるフードバンクの事業所、それと今後こういった支援の拡大ということでいけば、フードバンクの協力事業者を踏まえた拡大ということも両輪で進めていく方が良いと思うのですが、現状における京都府内のフードバンクの数と、そういったフードバンク的なボランティア支援団体の拡大に向けた方向性みたいなものがあれば、教えていただきたいと思います。

○河原担当課長（児童家庭課）

フードバンクにつきましては、特に母子生活支援施設ということで、お母さまとお子さまが一緒にお住いになっておられる施設が複数あるのですが、その中でも右京区と山科区を拠点とする母子生活支援施設において、実際運用しているという状況でございます。

フードバンクの活用につきましては、今後、貧困関係のプランを検討していく中でも、食材の無駄をなくしていくといった観点からも推進をしていきたいと思っており、その辺りは今後、様々な状況を見ながら力を注いでいきたいと

考えている次第でございます。

○森委員

やはり、まだまだ社会的にも認知度が低いと思いますので、そういう廃棄処分になる食材を有効利用できるような、一つの啓発活動というのを積極的に進めていただいて、その受け皿も是非拡充していただきますようお願いしたいと思います。

○東課長（人権文化推進課）

先ほど座長から御質問のありました家庭教育新聞の発行、これについての充実でございますが、所管しております教育委員会生涯学習部が欠席しておりますので概要になりますが、現在、家庭教育新聞というものを保護者世帯に全戸配布、全保護者に配布しているというのが一つございます。

「家庭教育新聞」、「人づくりニュース」と「G o G o 土曜塾」の三つの冊子がございます、これを合わせて再編して、新たに教育情報誌として充実させて発行していくという内容と聞いております。

○山森委員

資料1の10ページ目の啓発活動についてですが、特別支援教育の理解についてですが、あるところで、クラスに障害がある子どもが特別に配慮をされているという話を聞きました。たぶん発達障害系のお子さんと思いますが、「あの子は悪い子だから、特別に、定期的に違うところに行って勉強している、ゲームみたいなものをしている。」というような、誤った理解をしている子どももいるそうです。そういう誤解というか、ちょっと違う、そういう雰囲気があるのかと思います。そのあたり、どのような教育をしていくのか。特に低学年の生徒に対してどんな教育をされているのかについて、伺いたいと思います。

○菅野担当課長（学校指導課）

総合育成支援教育のことでお尋ねがありましたが、実際の普通学級の中で学ぶ発達障害をお持ちのお子さんもうらっしゃいますし、また、そういう特別支援学級の中で学ぶお子さんもうらっしゃいますので、今おっしゃられたようなことがあったのであれば、大変残念な状況だと思います。

基本的には学校で、教室で同じような交流するような活動を通して、両方の、まさに人権教育ということになると思うのですが、自らを大切に、また相手も大切にするという心を養う中で、そういう取組を行っております。

ただ、そういう誤った認識をしているお子さんもうらっしゃるというお話がありましたので、そうならないようにしていきたいと考えているところでございます。

○薬師寺座長

18 ページ、ホームレスの人権尊重と自立支援というところで、冒頭に10 年前に比べてホームレスの数は約8割減になっているということですが、実際の人数とか、どういう対応になっているのか、もう少し具体的に御説明いただけますか。

それからもう一つ、「真のワーク・ライフ・バランスの日」を設定するという件ですが、これも具体的にいつからどのように始めていくのか予定があれば、合わせて御説明いただければと思います。

○寺井課長（男女共同参画推進課）

「真のワーク・ライフ・バランスの日」の設定は、特定の日を設定するという意味ではございません。京都市がやりますいろいろな他局も交えた事業、特別にお子さんとか親世代がたくさん参加するようないろんな事業、イベントなどに、我々職員が出向いて行って、ブースをつくったりとかしながら、そういう親御さんとかにワーク・ライフ・バランス、働き方改革に通じるものですが、そういったものについて日頃自分はどうかだろうかということに気付いてもらうような啓発をしていきたいと思っています。

そういうことに気付いてもらう日をワーク・ライフ・バランスの日ということで、年間を通じていろんな事業でそういった気付きの啓発事業を展開していきたい。こういう主旨でございます。

○重野委員

皆様、日頃から人権文化推進に向けて多様な活動をいただきまして、ありがとうございます。

私からは、主に多文化共生の現状についての質問をさせていただきます。

生活支援については、消防局で取り組まれている「119番の通報等での通訳体制の確保事業」というのが、平成25年頃から取り組まれていた事業であると思うのですが、この事業の利用状況等について、また利用状況の内訳、どのような言語の方が利用されているのか教えていただきたいというのが1点目です。

2点目ですが、昨年でしょうか。ヘイトスピーチの解消に向けた法改正が行われましたが、この法の施行に伴って、多文化共生の地域づくりについて、この資料に記載されているのは、従来の事業が多いかと思います。この施行後に新たに京都市としてされている取組について教えてください。

3点目は、外国人、外国籍市民に関わる考え方、学習の推進ということで、外国人の子どもたちの教育について1点、質問したいと思います。

取組の中で、外国人の子どもたちの日本語指導がされているということで、来日1年以内の子どもたちに対して、特別の別室での指導をされているということですが、最近の京都市における外国人の子どもたち実態について教えてください。

い。人数、国籍の変化などについて、把握されていたらお教えください。

○西尾担当課長（国際化推進室）

私からは、２点目の質問、ヘイトスピーチの関係で、後ほど議題の中で詳しく御説明させていただくのですが、新規事業となっているようなものはございません。

ヘイトスピーチの解消に向けた法律が昨年施行され、そこで努力義務ということで三つ掲げられております。直ちに京都の中で、法律施行以降で目立った形で出ているものではないのですが、表に出ないところで色々な動きをしているというお話もあります。

私どもは、まず啓発の部分に力を入れていきたいと思っております。昨年から人権文化推進課とも協力しまして、様々な形で啓発活動をしております。今年で言いますと、法務省が作成しているヘイトスピーチの啓発ポスター・チラシを活用した取組も進めております。

それから、いわゆるヘイトスピーチに及ぶような事態があった場合、例えば、そのポスターを集中的に当該場所に掲示し、一斉的に啓発活動をするとか、そういった形でこのポスターを活用していこうかと検討しております。

即効性のあるものというよりは、啓発という形で、社会のそういう雰囲気を感じていくことに力を入れていきたい、そして何かあった場合にはすぐに動けるような形で進めていこうかと、現時点ではそのように考えております。

○菅野担当課長（学校指導課）

最後に御質問いただきました、外国籍市民、外国籍の児童生徒に対する日本語指導ということですが、日本語指導につきましては、法律の改正がございまして、平成２６年度からそういった特別の教育課程、いわゆる普通の授業の際には、別室で日本語の指導であったり、実際に授業を進めるに当たって必要なことを教えるという、そういった教員の配置をして取り組んでいるところでございます。

そういったことを、本市では来日１年未満という、来られて間もない、日本語の習得がまだ十分でないという児童生徒に対して、重点的な取組をしております。

先ほど人数についての御質問がありましたが、本年度、平成２８年度の日本語指導が必要と学校が考える、外国にルーツがある方の子どもの人数は２８２人となっております。

そのうち、概ね１００名くらいをこの特別の教育課程という形での指導をしているところでございます。

国籍など、全て確実な数字ではないのですが、これまでは本市の場合ですと、中国の帰国者に関わる中国帰国児童生徒という形で、外国にルーツを持つお子

さんが多かったのですが、最近は就労であるとか、また留学生のお子さんということで来られて、以前でしたらある地域に集住していた形が多かったのですが、最近は散在化しているということもあって、その辺りの手立てというのが課題にもなっているのですが、そういったところも手当しながら、特別な教育課程ということで進めています。

国籍別では、やはり中国、フィリピンでありますとか、最近はインドネシアとか、そういった国のお子さんが多い状況です。

あと、日本国籍をお持ちでも、どちらかの親御さんが外国籍という状況で、日本語指導とが必要なお子さんもいらっしゃるというような状況でございます。

○東課長（人権文化推進課）

一つ目に御質問いただきました119番通報における状況でございますが、所管の消防局に確認して、別途、返答させていただきたいと思います。

○辻担当課長（地域福祉課）

ホームレスの具体的な数字等について御質問ですが、初の全国調査が行われたのが平成15年で、その時点においては本市のホームレスの数は624名でしたが、直近の調査である平成28年1月の数字では102名という状況になっております。平成15年と比較すると83.パーセント減少という状況になっております。

ただ、野宿されている方は減っているのですが、カウントされないネットカフェのような終夜営業店舗にお泊りになっている、不安定な居住環境のホームレスの方も一定数、数はつかめてはおりませんが、いらっしゃるという状況もあります。

平成24年1月に、ホームレスの方の生活実態調査というのを実施したのですが、そこでホームレスの方の特徴を確認したところ、就職等による自立を希望する方の割合が37.5パーセントで、路上生活を希望される方も40.6パーセントいらっしゃるということがあり、路上生活からの脱却について、消極的な方の割合が増加している状況にあります。

それで、資料1の18ページにありますように、京都市としましては勤労を勧めるということで、ホームレスの方が生活している場所を訪問して、日常生活の健康であるとか、そういう状況の相談支援を行うホームレス訪問相談事業というものを引き続き実施するということ、自立支援センターという入所することもできる施設があるのですが、そこで宿泊場所を提供して、ハローワークと連携しながら就労支援に取り組むという活動をしております。

また、居宅で定着できるようになった方についても、地域社会の中で安定した生活を送れるような定着支援という活動もしております。

さらには、多重債務であるとか法的な問題を抱えている方も多いため、ホームレス無料法律相談事業を引き続き実施するということで、資料2の19ペー

ジの番号52「ホームレスの自立の支援等」に掲載しております。現在はこのような状況です。

○直野委員

障害者の就労支援対策ですが、平成30年度から精神障害者の方の雇用の変化が始まるのですが、まず京都市の対応ですね。どういう対応をこれからされるのか、あるいは企業に対してどう啓発、雇用促進されていくのかということをお聞きしたいと思います。

○中田課長（障害保健福祉推進室）

御存じのとおり障害者雇用促進法が改正され、平成30年度から企業の法定雇用率の算定に精神障害を含めるということになりました。

これまでから私どもでは全般障害者の就労について、様々な対策をしてきましたが、最近、精神障害のある方の数が増えていること、また精神障害の特性から、やっと就職できてなかなか定着しづらいという状況がございますので、本市独自に設置した「京都市障害者職場定着支援等推進センター」が、北山ふれあいセンターの中に1か所ありますが、平成30年度以降の改正に向けて先手を打ちまして、平成29年4月からテルサの中に南部分室を新たに設けます。

それに加えて北山ふれあいセンターと南部分室、それぞれ1名ずつ、精神福祉士、あるいは精神障害に関する専門相談の経験者を増員し、あらゆる相談に対応できるように取組を進めてまいりたいと考えております。

また、企業への障害のある方の雇用については、企業向けの啓発講座や、受け入れ側の、障害者を企業に結び付けるアドバイザーの派遣であるとか、そういったことについての取組を展開しているところでございます。

○直野委員

なかなか精神障害の方の雇用というのは、企業も非常に難しい。難しいけれども、法定雇用率は遵守しなければならないので、非常に関心が高いというのがいまの状況だと思います。

行政が一生懸命やっというところは分かりますが、それを行政がどうバックアップしていくかというのは非常に難しいなと、実感としているところ です。

○山森委員

資料1の15ページのワーク・ライフ・バランスについてですが、先ほど「真のワーク・ライフ・バランス」、オール京都でやっていきたいというお話がありました。

私は公務員ではないですが、中央とかに勤めている人でも、夜遅くまで働いている方がカッコいいというのではないですが、中心にいるみたいな、そうい

う価値観みたいなものがあるのかなと。私の友だちも、なかなか子どもを迎えにいけない。20時で児童館に迎えにいけないというのは大変だという話をしていました。

それで質問なのですが、オール京都ということは、京都市で働かれている方も含まれるべきだと私は思うのですが、友だちの友だちで、市役所でかなり遅くまで働かれている。その方はとても優秀な方だと思うのですが、そういった市役所内の取組というのはされているのでしょうか。

○寺井課長（男女共同参画推進課）

市役所内でも真のワーク・ライフ・バランスの推進の取組はしております。

御指摘いただいたように、確かにまだまだ、市役所も長時間労働が常態化しているという実態はありますが、徐々に長時間労働、残業が多い職員というのは減ってきております。

各局単位で色々な工夫を凝らして、プロジェクトチームを立ち上げて、仕事をどうやったら効率的にこなせるようにするかとか、あるいは情報を共有して、1人が過剰な仕事を抱え込むような状態にしない。皆で組織として対応できるようにするか、あるいは早く帰れるような風土をつくっていく。それは上司、所属長が率先してそういう雰囲気づくりに努めていくとか、この何年かの間に様々な取組をしまして、徐々に長時間労働の実態も少なくなってきているとは思っています。

御存じかもしれませんが、女性の活躍推進、昨今では働き方改革とも言われています。そういった女性の活躍推進とか働き方改革というのをどんどん進めることによって、行き着く先に「真のワーク・ライフ・バランス」が実現していくと思っていますので、三位一体の取組として、京都市としてもオール京都で進めていきたいと思っています。

○岩渕副座長

子育てや高齢者の問題とか、こういった人権に関わる問題で、市がそれぞれ行政を通じて様々な取組をされていると思うのですが、一方で京都市や各行政府で、社会福祉協議会というところが様々な活動をされています。その協議会と市の行政の事業との連携は、どのようにされているのか。

今後そういった連携が深まることによって、行政でやらなければならないことを民間に移していくというようなことも、将来の方向としては大切なのではないかと思いますので、御意見をお聞かせください。

○小山委員

資料1の「12 様々な課題」の中に、LGBT等の性的少数者の問題が入っていると思うのですが、まず一つ目で女性と男性がというように、女性と男

性を分けて書いてある。僕が考えているのは、L G B Tというのはそもそも女性と男性で分けて考えたらいけないという問題意識があって、だから一番に、この様々な課題の中にL G B Tを入れて、1 番の問題意識を性別による差別を排除する取組とかいうふうに、女性と男性の区別をなくすような捉え方をして、L G B Tの問題を組み込んでいかなければいけないのではないかと考えています。

○薬師寺座長

難しい問題だと思います。最近では、国連でもこの問題はずいぶん採り上げられ始めているのですが、どういうふうに対応していったらいいのかという点では、まだまだ研究課題が多いかと思います。

○東課長（人権文化推進課）

人権文化推進計画の中で重要な課題として挙げている以外で、そのほかの様々な課題があるということで、L G B T等の性的少数者、刑を終え出所した人やアイヌの人々など、様々な課題があります。

また、副座長から御質問いただきました社協との連携ということなのですが、本日は所管課が来ていないのですが。社会福祉協議会に市の福祉施設などを指定管理者という立場で管理運営いただいているというようなことがございますし、あと個々の事業でも、私が区役所にいた当時の経験で言いますと、特に福祉部などの事業で連携してやっているという場面を見ております。様々な場面で社会福祉協議会とともにしている事業を連携してやっているということはあると聞いております。

○辻担当課長（地域福祉課）

社会福祉協議会とは、様々な形で関わっております。

とりわけ高齢者の方で、御自身でお金の管理ができない方についての金銭管理等の業務や、また、ひとり親で母子貸付等を利用できない方への貸付事業も行っているという状況です。本市とは日常的に関わっております。

あと、ゴミ屋敷問題等で一緒に活動しているということもあり、近年非常に社会福祉協議会との連携が増えてきております。

私は生活保護の業務を担当しているのですが、生活保護の担当課長が社会福祉協議会の事務局長と1年に1度は必ず、話す場を設けているような状況でございます。

○岩渕副座長

お尋ねしたのは、行政がこういった事業をどんどん進めていくことの必要性というのは十分あるわけですが、民間に移せるものは積極的に移していく

ことによって、行政がほかのことができるという余地ができてくるのではないかと思いますし、地域でそういった活動をされている社会福祉協議会と連携することによって移していく。また連携をすることによって、「ここの部分はうちでやりましょう、ここはそちらでね。」というようなことが、これからの社会の中では非常に大事になってくるのではないかと思います。

例えば、研修の機会というようなことも、こういった中に位置付けて、一緒に研修を学びながら活動することによって、活動自身がより深まっていくとか、広がっていくというようなことも考えられるかと思いました。連携はされているんだろうとは思いますが、尋ねてみた次第です。

（２）人権課題に関する法律の制定と本市の取組について

○薬師寺座長

各委員さんから御質問、御意見をいただいたと思います。

それでは他の議題もございますので、他に質問等がないようでしたら、次の議題である「人権課題に関する法律の制定と本市の取組について」の議題に移ります。

最初に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」について説明をお願いいたします。

○西尾担当課長（国際化推進室）

昨年５月に成立、６月から施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に関して御報告を申し上げます。

「（１）法律概要」でございます。この法律がいわゆる「ヘイトスピーチ解消法」という呼ばれ方をされていますが、取組については、まず国などの責任を明らかにして基本政策を進める。そのためにできた法律でございます。いわゆる「理念法」になり、この法律に関して、禁止事項や罰則を定めたものではないでございます。

前文が置かれております。「ヘイトスピーチ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されない。国として認めない。」ということを宣言したということが一つの特徴です。そのうえで解消に向けた取組を進めるということを決意でして述べられております。

目的（第１条）は、基本理念を定めて、国、自治体等の責務を明らかにし、基本施策を定めるということでございます。

定義（第２条）は、本邦外出身者、これに対する不当な差別的言動ということで、ここでは大きく３点ほど書かれております。「差別的な意識を助長・誘発する目的がある」ということ。そして、「生命・身体・自由・名誉もしくは財産に危害を加える旨を告知する」、そして、「本邦外出身者を著しく侮蔑する」、このような言動によって本邦外出身者を地域社会から排除することを、この法律

では差別的言動と定義されております。危害の告知、著しい侮蔑、地域社会から排除ということでございます。

衆議院・参議院法務委員会の付帯決議では、あくまでこれは本邦外出身者、いわゆる外国籍の方というようなことが書かれていまして、法律上そういう限定になっていますが、だからといって、外国人以外の方であればいかなる差別的言動であっても許されるということにはなりませんということが付けられております。これに関しては人種差別の撤廃に関する国際条約ということで、過去に取組がなされているものを受けて立法化されたものであり、それを踏まえて適切に対処しましょうということで決議が付いてございます。

基本理念は、「国民は」という主語になっております。自治体や国というよりも、まず国民の理解を深めましょう、不当な差別的言動をなくそうということを国民の理解をもって進めていきましょう。そうすることによって、差別的言動のない社会の実現に一人一人が寄与していくように努めましょうとなっております。

そのうえで、4条で国、自治体の責務ということでございます。不当な差別的言動が解消できるような取組を実施します。地方公共団体に関しましても、国との適切な役割分担のなかで、その地域の実情に応じた施策を講じるよう努めましょうということで、これを責務として書かれております。

こちら付帯決議が付いておりまして、いわゆる地域によって、その差別的言動によってというのがたくさんございますので、その著しい言動があるような地域、深刻な亀裂を生じさせている地方公共団体においては、特に施策を着実に実施していきましょうとなっております。

裏面を御覧ください。具体的な施策（第5条から第7条）では、「相談体制の整備」、「教育の充実」、「啓発活動」の3点がございます。いずれにつきましても国と自治体の両方に責務があり、こういった具体的な取組を着実に進めるということでございます。

こちら付帯決議が付いておりまして、インターネットによるヘイトスピーチにつきましても、しっかりと対策を組んでいく必要があるということでなされております。

最後に附則ということで、今後不当な差別的言動の実態等を勘案して、状況に応じて必要に応じた検討を今後も加えていくということでございます。

「（2）法律制定を踏まえた本市の考え方」でございますが、平成26年3月改訂の国際化推進プランでは、法律（ヘイトスピーチ解消法）ができる以前から民族や国籍による差別は許さないということを掲げてございます。そういった認識で様々な取組を進めてきたところでございます。

法律の制定で示すとおり、ヘイトスピーチの解消はまさに国民的課題ということでございますので、まずは国による統一的な内容、あるいは法規制も含めた実効性のある対策ということを、本市においては、毎年度、様々な形で国に対して要求しております。

この度、法律ができたことで、具体的には相談、教育、啓発といった施策の実施が位置付けられたことになります。京都市と国、それから京都府といった関係機関、あるいは様々な活動をされている団体の皆さまと連携をして、これまで以上に取組を進めていきたいと考えております。

具体的な取組の紹介ですが、教育分野では主に教育委員会で市立学校の教育の場を通じて取り組んでいただいておりますが、韓国・朝鮮の生活や文化に触れるような催し、それから市立学校と民族学校の子どもたちが、文化芸術の催しで交流をするというような取組、あるいは外国人の講師を招いて色々な国の生活や文化を学んでいただくというプログラム、あるいは教職員を対象とした研修会のようなものを、実施をしていただいております。

啓発につきまして、先ほどの御質問の中でありましたが、市民向けのフォーラム、学習会といった事業を実施しております。

先ほど、少し話に触れましたが、法務省が非常に目立つ、ヘイトスピーチの啓発ポスター・チラシを作成しており、これを以前から公共施設に掲示・配架しておりますが、これを活用して掲示・配架箇所を増やしていこうという話があります。

それから人権文化推進課と連携し、人権総合情報誌「きょう☆COLOR」での特集掲載、あるいは12月の人権月間におけるパネル展の開催というような取組も行っているところでございます。

相談については、あくまで人権相談の一貫ということで、京都地方法務局に置かれている人権擁護委員による相談窓口、こういった制度が活用する形で周知をしていくこと、また、京都市と連携した取組である人権擁護委員の特設相談というものも設けております。本市としては、その他本市関連施設でも様々な相談事業を設けており、市内の相談機関の情報を掲載した人権相談マップなどもございます。

○直野委員

元々京都の在日朝鮮人の子どもたちの学校に対する攻撃。それで裁判が、京都地裁で係争されて、裁判所が違法であるという判決を出しました。

そういうことがきっかけになって、この法律に結びついている。かつ、在日朝鮮人の方も比較的多い地域ですから、条例制定をしてはどうかと思いました。前にも申し上げたかもしれませんが、ヘイトスピーチを規制する条例制定の動きはなかったのでしょうか。

○西尾担当課長（国際化推進室）

冒頭申しあげましたように、この法律は理念法ということで、これは規制の要素というのは直接的にはないということでございます。

そういった中で、地方ごとにそういったことを模索する動きというのは確かにございまして、この京都の中でもそういったことの議論がされたり、そういったことを御提案いただくことはございます。

まず法律ができて着実に対策を進めるというのが喫緊の課題だろうと思っておりまして、その中でいわゆる規制的な手法というのも、その取組の中の一つであろうという見方でございます。

議論としてありますのは、公共施設においてヘイトスピーチが行われるおそれがあるような集会、そういった場合に公共施設をただ漫然と貸していいのかというような議論や、仮にそういったものを拒否するということになりますと、おっしゃるように規制ということに結びついてきますので、それをするためには、法形式として条例制定などがないとできないのではないかと、こういう議論が確かにございます。

あるいは大阪市は、先行して条例がございしますが、そういったヘイトスピーチと思われるものを市当局が審議会などの意見を基に認定して公表してしまう。こういったことも一種規制的な動きだろうということで、こういったことをするために条例という形であるのがどうかということでございます。

この辺りは御存のとおり、表現の自由等とも絡んで慎重に扱うべきであるというのが大方の意見となっております。

こういった議論を引き続きしておりますが、あくまで条例ありきというよりは、そういった対策をするためにその手段として条例が適当なのかどうか、今のところ本市ではこのような発想でいるということでございます。

○薬師寺座長

確かに非常に難しい問題です。一方では表現の自由があり、一方ではこういう表現が訴訟にまで結びつく場合もありますので、全国でもこれをどのように対処していくかというのは、それぞれで検討がされていると思います。

この理念法の中に、やはり地域の実情、今言及されましたように大阪市や川崎、条例があるのは大阪ということになっていますが、そういう状況を見つつ、やはり教育、啓発というのをきちんとやっていくというのが大きなことだろうと思います。それを基本に置きつつ、状況に応じて判断していくことが必要になるのではないかと思います。

○安保委員

教育も啓発も大事ですが、実際に何か起きたときに相談に乗れるということのも必要かと思います。このように京都市としては相談窓口としては、主に人権擁護委員による相談ということになるのでしょうか。

○西尾担当課長（国際化推進室）

実は、国のとも意見交換の場がございまして、改めて確認したのは、これはやはりヘイトスピーチ、人権問題ということでございますので、それに関して一義的な相談は、やはり国の相談窓口が対処するというようなことを確認しております。京都市にもこの特設相談の部分がございしますが、そういったところも含めて、京都市関係でそういったお声を聞いた場合に、一義的にはこの相談窓口というものにつないでいくという形で考えております。

○薬師寺座長

他にご質問等がないようでしたら、次に、「部落差別の解消の推進に関する法律」についての御説明をお願いいたします。

○東課長（人権文化推進課）

それでは「部落差別の解消の推進に関する法律」について御報告させていただきます。資料3の3ページに入ります。

この法律は今年の12月に成立・施行しております。この法律は部落差別の解消に関しまして、相談体制、教育、啓発等を行うということとしています。こちらの法律も「理念法」という形になっております。

その法律の目的、第1条でございますが、まず、現在もなお部落差別が存在しているということ、そして昨今、情報化の進展に伴って、その状況の変化が生じているということを踏まえて、部落差別のない社会を実現することを目的とするとしております。

そして、基本理念としまして、部落差別の解消に関する施策につきましては、全ての国民がかけがえのない個人として尊重されるものであるという理念に則って行わなければならないという形になっております。

そして国、地方自治体の責務でございます、第3条でございますが、まず国につきましては部落差別の解消に関する施策を講ずるということ、それと地方公共団体に対して、必要な情報の提供や指導、助言を行うということが責務として挙がっております。

また、地方公共団体に関しましては、国との適切な役割分担を踏まえて、国等との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を行うよう努めるというふうにされております。

具体的な施策につきましては、ここに挙げておりますのは地方公共団体に対する具体的な施策でございますが、一つには相談体制の充実、二つ目は教育及び啓発活動を行うよう努めるということで、先ほどのヘイトスピーチ解消法と同様な形で掲げられております。

また、こちらの法律では部落差別の実態に係る調査ということで1項設けられておりまして、国は地方公共団体の協力を得て実態に係る調査を行うということが規定されております。

この法律につきましては、衆議院、参議院の法務委員会で付帯決議が付けられております。参議院の付帯決議でございますが、国、それから自治体は施策を実施するに当たっては格段の配慮をすべき事項として3点挙げられております。

一点目は過去の民間団体の行き過ぎた言動など部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえて、これに対する対策を講ずることも合わせて総合的に施策を実施するということ。

二点目は教育、啓発。三点目は国が行う実態調査につきまして、教育や実態調査いずれにつきましても、それを行うことによって新たな差別を生むことがないように留意しつつ、その内容、手法について配慮すること、あるいは慎重に検討することを求められております。

同様に衆議院の付帯決議につきましても、施策について地域社会の実情を踏まえたものとなるよう留意するよう挙げられているところでございます。

次に、法律制定を踏まえましての本市の考え方でございます。まず、同和問題についての現状の認識ですが、本市では同和問題の解決を市政の最重要課題の一つと位置付けて、市役所を挙げて取組を進めてまいりました。

その結果、かつての劣悪な住環境あるいは生活実態は大きく改善しております。また、市民の差別意識も着実に解消されるなど大きな成果を挙げてきたものと認識しております。

4ページを御覧ください。こうした成果を踏まえまして、特別施策としての同和対策事業は平成13年度末をもって終了しております。

特別施策と申しますのは、施策の対象を旧同和地区、あるいはそこにお住まいの住民の方に限定した施策という意味で特別施策といっておりますが、特別施策については13年度末に終了しております。

その後は、一般施策において残された課題の解決に取り組んでいるところでございます。

しかしながら昨今、インターネット上での悪質な書込み、あるいは身元調査のための戸籍謄本の不正な取得ということが行われていること、また、市民意識調査の結果を見る限りでは同和問題ははまだ完全に解決したとは言えないという状況であると見ているところでございます。

そして、今後の方向性についてです。今後、国の考え方を確認したうえで、法律の主旨を踏まえて取組を進めていくと考えております。法律が公布・施行されて、まだ3箇月ほどでございまして、国から具体的な役割分担とか連携というところはまだ示されるという状況にはなっておりませんが、今後確認していきたいと思っております。

基本的な方向性としては、同和行政終結後に行政のあり方につきまして、外部委員によります総点検委員会というのを平成21年に設け、報告書が出されました。オープンな（開かれた）行政、それからオーディナリーな（あらゆる意味において特別でない普通の）行政を進めていくべきという報告書の視点を

基本し、今後も京都市の人権文化推進計画に基づいて、市民との協働により教育、啓発を進めてまいりたいと考えております。

法律に挙がっている教育に関しましては、一つには人権教育としての取組を一層充実させていくということ、二つには発達段階に応じて同和問題を正しく理解するよう指導を進めていくということを基本的な考え方として進めてまいります。

啓発に関しましては、関係の行政機関や人権擁護委員等との連携によりまして、オール京都で引き続き進めてまいります。

相談に関しましては、法務局や人権擁護委員会等の窓口の周知など、関係機関とネットワークを強化しながら、相談窓口が十分に活用され、円滑に相談が行われるよう進めてまいりたいと考えております。

最後に、具体的な取組、事業名をいくつか挙げさせていただいております。教育につきましては、小中学校の社会科における指導、あるいは人権月間等における同和問題をテーマとした人権学習などを進めてまいります。

また、啓発につきましては、人権総合情報誌における記事掲載、あるいはパネル展ということを広報という観点から進めてまいります。

学習機会の提供ということでは、人権資料展示施設の運営や各区役所における啓発、企業向けに啓発講座において事業を進めてまいります。

市民の自主的な取組の支援ということでは、人権啓発活動補助金の交付やサポート制度の運営においても支援を進めてまいります。

さらに相談という観点では、先ほどと重複しますが、人権擁護委員による特設相談、あるいは人権相談マップの発行等による関係機関の周知等を引き続き行っております。

今後、国が実施するとされる実態調査につきましても、現在の段階で具体的な中身は示されておりませんが、今後国からの協力の要請に応じ、本市としても協力していく考えでございます。概要は以上です。

○山森委員

京都での事例というのか、先ほどのヘイトスピーチだったら何となくイメージできるのですが、具体的にどんな差別意識が市民の中であるのか、少しお示しいただけたらと思います。

○東課長（人権文化推進課）

今から4年前の平成25年になりますが、市民意識調査、人権にかかります調査というのを行ってございまして、その中で同和問題に関わる質問項目がございます。

そこでの質問をいくつか御紹介しますと、例えば、結婚相手を考える際に相手の方が同和地区出身者かどうかについて気になるかどうかという質問をしており、気になるとお答えになった方が、自分の結婚の場合で31パーセント、

子どもの結婚の場合で33パーセントということで、3割ぐらいの方が気になるというお答えでした。

同様の質問で、例えば国籍・民族が気になるかということ、また相手が障害のある方ということが気になるかどうかということについても、概ね3割程度の方が気なるということでお答えが出ております。

また、近くに同和地区があるかどうかについて気になるかどうかということも聞いており、気になる、どちらかといえば気になるというお答えが47パーセント。同様な質問で近くに外国人の住民が多く住んでいることが気になるかどうかというのが42パーセントということで、4割ぐらいの方が気になるというような結果が出ております。

○山森委員

どうもありがとうございました。大体気になるかどうかというような調査なのですね。

○森委員

私はずっと京都に生まれ育ってきた人間でして、同和対策審議会答申が出されて、同和対策特別措置法、地域改善対策特別措置法を含めて、国なり行政が責任を持って、同和地区における生活環境の改善だとか、居住環境の改善に役立ったというふうに私自身も感じています。

ただ、そのときに逆差別的な、やはり社会の目というか発想が一方で生まれてきたというようにも感じるころなのですが、やはり根本的にそういった特別措置法、地対特措法を含めて廃止を、各行政における同和教育の推進だとか、実はちょっと弱まってきているのではないかという気がしているところです。

それと同時に、やはり労働現場における各事業主の同和教育に対する啓発活動というの、もう形骸化をしてきているというふうな感じも、私も働きながら年々感じてきたところです。

特に、やはりこの同和対策、部落差別というふうな意識というのは、いまだに根深くて、去年でしたか鳥取ループが新たに地名総鑑をネット上で販売をするといったところに、かなりの注文、購入申し込みがあったと聞いておりますが、いまだに社会的にもそういったものが求められる土壌というものがあるということですし、これは色々形を変えて、障害者差別なり外国人差別に全てリンクしている課題ではあると思うんです。

感想的なことしか言えませんが、そういった意味で、やはり市民新聞とか府民だよりだとか、行政の発出する様々なパンフレットなどに「守ろう人権」というような標語、スローガンはありますが、根本的に差別意識というのが家庭内で引き継がれていくというところもあると思います。

年々、少しずつではありますが、差別意識の解消に進んでいると思いたいのですが、やはり学校教育現場における、差別してはならない、差別したことによ

って、いじめをしたことによって、相手の命を奪ってしまうという、言葉の暴力、凶器であるというところを、もっともっと発信するということと併せて、地域ぐるみでの啓発活動、色々なことをされているとは思いますが、そういった両方の取組を強めていただきたいと思います。

それともう一つ、先ほどのヘイトスピーチ解消法の問題もそうですが、何でも罰則規定を設ければこういった問題が解決するというようには私自身思いませんが、個人的にはやはり罰則規定は一定入れていくべきではないかと思えます。柔軟織り交ぜて、対応していく時代に来ているのではないかと思うところです。

少し個人的な感想を含めて意見として述べさせていただきたいと思えます。

○安保委員

私は京都市の同和行政終結後の行政のあり方総点検委員会に参加させていただきまして、そのときにオーディナリーな行政ということで、なかなか困難な状況におかれた方もいらっしゃるって、ただ、その困難さが、例えば高齢であったり、障害であったりする方の困難さに対して行政でやれることもたくさんあるのではないかということで、こういう視点で行政は行ってほしいという意見を出したと思えます。

今後、実態調査を国がされるという中で、京都市は以前、同和地区の実態調査を何回かされていて、それは貴重な資料だと思います。今回、調査を行われるときに、可能でしたら国が行う調査なので、同じ調査項目というのは難しいかもしれませんが、国に提案していただくか、京都市が過去に持っている調査と比較できる項目を入れられないか。

例えば、差別の実態とか、やはり取り残されて方々がいるのではないかとこの危惧があります。そういう生活実態の調査等も重なる事項があれば比較ができます。過去と今とどうなっているのかというのが比較できる項目があれば、そして、京都市の行政がどうだったかということも振り返りが行えると思えますので、重なる調査項目を入れていただくように、国に働きかけていただくかなど、そういうことがもしできれば、京都市の行政として取り組んできたことに成果があったのかどうかということも一定分かるのではないかと考えています。これは意見ですけれども、御検討いただければと思います。

○薬師寺座長

どうもありがとうございます。

先ほどもお答えいただいたアンケートの結果は、滋賀でも似たようなものがあります。去年、滋賀は住民意識調査というのをやったのですが、アンケート調査としては結構大きな数だと感じているんです。

特に若年層で、最近ではアンケートで初めてこの問題を知ったという人も出ておりまして、一つは、どこでこのことを学んだかといえば、ほとんどが学校

教育です。知ったという理由のほとんどがそうなっています。

全体として、啓発という問題が引き続き課題としてあるということ、一定感じたのですが、そういった状況もあるということです。

ただ、ヘイトスピーチ解消法は初めてというのですが、こちらは法務省から特にそういう形では、対応というはまだ示されてないです。

○東課長（人権文化推進課）

何らか、また国から考えが示されるものと思いますが、現段階ではまだ特に来ていないという状況です。

先ほどの国が行う実態調査についてですが、国から今後、国がどうやってやるかというのを考えるうえで、過去10年間に自治体が行っている同和問題に関する調査があれば教えてほしいという依頼がございまして、先ほどの意識調査の部分を京都市が実施した旨を回答しております。

それから安保委員から、地区の状況を調べるのが大事じゃないかという御意見があったのですが、13年度末に特別措置法が切れた段階で、行政的には、そういう線引きがなくなっていますので、今どこがその地区かということを明確に行政的に指定しているわけではありません。

現状では、その地区の実態調査というのはなかなか難しいのかとは考えております。

いずれにしても、国からどういう内容にするかというのは、現時点で来ていないという状況ですが、実際に地区の実態ということはなかなか難しいのかなとは思っております。

ただ、国会の審議で聞いておりますと、実態調査についてはその地区のことを調べるというよりも、差別の現状を調べるということで、意識の面とかあるいはインターネット上の問題とかを想定しているということが、これは議員立法の法律でございまして、その提案議員からはお答えされているということでございました。

○薬師寺座長

この機会ですので、ほかに委員さんから御意見ございますでしょうか。

特にないようでしたら、これで本日の議題については討議を終了したいと思います。

それでは事務局にマイクをお返ししたいと思います。

○板倉共生社会推進担当部長

薬師寺座長、議事進行ありがとうございます。

本日は委員の皆様からたくさんの御質問、御意見をいただきました。御意見

については、今後、関係部署で参考にさせていただきたいと思いますが、御質問につきましても、皆様にはどういうところに関心を持たれているのかということがよく分かる御質問だったかと思います。

やはり、皆様に関心を持たれているところを、我々はよく考えていかないといけないかと思いますので、そういった御質問についても、今後色々考えさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

次回の懇話会ですが、7月の中旬に開催することを予定しております。平成28年度、今年度の取組実績について御審議をいただく予定としております。

それでは以上をもちまして、本日の第25回人権文化推進懇話会を終了させていただきます。

(終了)